

安八町告示第67号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年5月1日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年5月27日

安八町監査委員 清 伸

安八町監査委員 大平 文雄



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年5月1日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年2月15日、S I C陳情東京上京の折のタクシー代の2,400円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成29年度 証拠書類貼付台紙
3. 平成30年8月7日付 安総第463号 情報公開却下通知書
4. 平成30年8月7日付 安総第464号 情報公開却下通知書
5. 平成30年8月7日付 安総第465号 情報公開却下通知書
6. 平成30年8月7日付 安総第466号 情報公開却下通知書

7. 平成30年8月7日付 安総第467号 情報公開却下通知書
8. 平成30年8月7日付 安総第468号 情報公開却下通知書
9. 平成30年8月7日付 安総第535号 情報公開却下通知書
10. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
11. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
12. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年5月9日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年2月15日、SIC陳情東京上京の折のタクシー代の2,400円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年5月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年5月16日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和元年5月20日、令和元年5月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を総務課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年3月24日（土）、安八スマートインターチェンジが供用開始されることから、同日、安八スマートインターチェンジ開通記念式典が計画されていた。
- (2) 安八町長（以下「町長」という。）は、平成30年2月15日（木）、(1)の招待状を岐阜県選出の国会議員に届けるため、新幹線にて東京都へ出張（岐阜羽島駅から東京駅まで）した。
- (3) 町長は、東京都内で岐阜県選出の国会議員の事務所を訪れ、(1)の案内状を届けた。
- (4) 町長は、(3)の後、新幹線にて帰町（東京駅から岐阜羽島駅まで）した。
- (5) (4)により町長が岐阜羽島駅に到着した時は、大幅に職員の終業時刻が過ぎており公用車を使用できなかったことから、岐阜羽島駅から自宅（安八町東結）までの区間（2,400円）でタクシーを使用した。

第6 判断に当たったの関係法令等について

1 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

2 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものである旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

4 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その権限と職務は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるのであれば、許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方と良好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「1. 安八町長と企画調整課長大平氏は、平成30年2月15日、SIC陳情東京上京の折としてタクシーを利用し、平成30年5月15日に2,400円支出された。/ 2. SIC陳情東京上京の折に関し、「このタクシーの使用が公務であったことを証する書面」、「この陳情は誰に面会したか分かるもの」、「この陳情の際に使用した文書」、「この陳情の面会者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この陳情の目的が達成されたことを証する書面」、「この陳情の結果がどのように町政に反映されたか分かる書面」、「SIC陳情東京上京の折に関する一切の書面」について情報公開請求をしたところ、平成30年8月7日付、情報公開請求却下通知書「安総第463号」、「安総第464号」、「安総第465号」、「安総第466号」、「安総第467号」、「安総第468号」、平成30年

8月24日付、情報公開請求却下通知書「安総第535号」にて情報公開請求が却下された。却下の理由は「当該請求に係る行政情報は、当該実施機関の職員が組織的に用いるために職務上作成していない。このことから、安八町情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項第2号に規定する行政情報は不存在である。よって、当該請求に係る行政情報は、条例第10条第1項第2号（物理的不存在）に規定する行政情報であるため。」であった。／3. 平成27年度、平成28年度、大垣土木事務所との懇親会費用の返金と同様に、SIC陳情東京上京の折についても、公務であったことを証する書面や、誰に面会したかや、訪問の目的や、訪問の際に使用した文書や、訪問の面会者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、訪問の結果がどのように町政に反映されたか分かる書面を組織的に用いるため職務上作成していなければ、この支出は認められないものである。なぜならば、安八町長は安八町を代表して陳情しているはずであり、公費を使用して陳情する以上はこれらの書類を作成し、陳情内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。月日が経ち、町長のこの陳情内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件陳情が安八町にとって全くムダな支出となってしまう。また、本件の陳情の折に関する書面が陳情書はおろか、何ひとつ無ければ本当に陳情をしたのかという疑義も生じてしまうというべきである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件監査では、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（2）の公務性について検討することとした。

地方公共団体が公金を支出するにあたっては、財政運営を健全に維持するために、第6 判断に当たったの関係法令等について／1、2、3のとおりである。

また、町長の権限と職務については、第6 判断に当たったの関係法令等について／4 町長の権限及び職務についてのとおりである。

本件についてこれをみるに、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／（2）の目的は、安八町第五次総合計画にも「その効果を最大限に有効活用し」と示されているとおり、①高速道路の利便性向上による既存企業の発展、企業誘致の促進、②高速道路へのアクセス性向上による揖斐川・長良川渡河部の交通分散、③スマートインターチェンジ設置による災害や緊急時における緊急避難経路の確保といった、まちづくりを進めていくうえで必要不可欠である効果が期待される安八スマートインターチェンジの実現にご協力いただいた岐阜県選出の国会議員に、感謝の意を直接伝えるために、安八スマートインターチェンジ開通記念式典の案内状を持参することであった。

このことを 第6 判断に当たったの関係法令等について／1、2、3、4に当てはめてみるに、今後のまちづくりにおいても、安八町の発展のために必要不可欠

である重要な施策の実現のためには、岐阜県選出の国会議員の力添えは無くってはならないものである。

したがって、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(2)は、「若者や子どもたちをやさしく包摂するまちづくり」に資するものであることがいえ、そうであるから、安八スマートインターチェンジ開通記念式典の案内状を届けるために東京都へ出張したことは、首長である町長の職務の範囲内であり、公務と認められる。

以上のことから、本件請求で請求人が主張する、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)に係る公金の支出については、本件請求は公務と認められる東京都へ出張に付随して支出されたものであることから、町に損害を与えるものでないと判断する。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、S I C陳情東京上京の折に関しても、公務であったことを証する書面や、誰に面会したかや、訪問の目的や、訪問の際に使用した文書や、訪問の面会者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、訪問の結果がどのように町政に反映されたか分かる書面を組織的に用いるため職務上作成していないことを理由に、「月日が経ち、町長のこの陳情内容の記憶が曖昧となってしまったら、本件陳情が安八町にとって全くムダな支出となってしまふ。また、本件の陳情の折に関する書面が陳情書はおろか、何ひとつ無ければ本当に陳情をしたのかという疑義も生じてしまうというべきである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

公務として出張する場合は、出張する者がいかなる役職の者であれ、必ずその公務に係る出張の復命を書面にすべきであることを本件監査の意見として付す。